

対象魚種など選定へ

流通適正化法 国が検討会初会合

5/18
みなし新聞

不法な漁獲物の流通を
防ぐ特定水産動植物等の

国内流通の適正化等に関
する法律(水産物流適
止化法)の対象魚種など
を話し合ったため、水産庁
は17日、庁内で第1回

「水産流通適正化制度検
討会議」を開いた。同法
は国産品輸入品それぞれ
について、不法漁獲され
やすい魚種を指定し、取
扱業者に対しても生産の合
法性を証明する情報の伝



会議冒頭、あいさつする山口水産庁長官

「ウナギ稚魚も対象に」

5/19
みなし新聞

流通適正化法 履歴義務化

検討会濱田氏が提言

一部既報(水産庁が17
日に不法な漁獲物の流通
を防ぐ特定水産動植物等
の国内流通の適正化等に
関する法律(水産物流適
止化法)の運用を話し
合うために)に識者ら
を招いて開いた検討会
で、取引履歴の伝達・記
録義務を課す国産魚種の
有力候補としてアワビと
ナマコが挙がった。生産
・加工流通関係者からは
対象魚種の拡大を求める
声があり、座長の濱田武
士(北海学園大学教授)から
の施行に向けた周知に努
める考えだ。

ウナギ稚魚(シラスウナ
ギ)にも対象を拡大すべ
きという意見が出た。

同法は国産品・輸入品
それぞれについて、不法
漁獲されやすい魚種を指
定し、取扱業者に対して
生産の合法性を証明する
情報の伝達・記録を求め
るもの。同庁は7月ごろ
までに同会議の結果を踏
まえ、今年12月ごろに対
象魚種などを定めた政省
令を公布、来年12月まで
の施行に向けた周知に努
める考えだ。

魚種選定の焦点は、不
法漁獲リスクの高い魚
種を極力多くカバーする
こと、「情報伝達・記録
にかかるコスト・手間を
省くなど実効性を保つこ
とのバランス」。会合では
参加した複数の漁協系統
団体が「実効性確保を」
と求めた他、加工業者か
ら「永続的な事業継続の
ため少し大変でも取り組
みを」と促す声も聞かれ
た。

濱田座長は、23年12月
までに改正漁業法でシラ
スウナギの密漁の罰則が
強化されることを指摘
した。また、生産・加工流通
各段階の関係者から「規
則により、アワビやナマ
コから他の魚種に密漁の対
象が変わることもある」
との趣旨で、より多くの
魚種での対策を求める声
が上がった。

同庁は、国内で密漁り
スクの高い魚種を、検挙一
産庁側は検討することを考
えた。

ための規則について、対
象魚種の指定基準を議
論。同庁は基準として、
単価が高いなど不正の利
益が大きいこと、流通過
程へ混入しやすいこと、
漁獲が減っていること、
実行可能性があることな
どの案を示した。

同会議の前身となる2
019~20年の「漁獲証
明制度に関する検討会」
は、国産対象魚種の指定
について参加者らから
「まずはナマコやアワビ
など密漁が問題となって
いるものとすべき」「最
終的には全魚種を対象と
するためのロードマップ
をつくるのが大切」など
の意見が出た。

定の他、荷印番号の考
え、電子化の方向性など
は、議論を整理した後、9~10
月にパブリックコメント
と世界貿易機関(WTO)
への貿易の技術的障害に
関する協定(TBT)に基づく通報、11月水産政
策審議会に諮問という手
続きを踏み、12月に政省
令を公布する考え。
17日の会合では、国產
は魚種の選定を「違法漁獲物の流通を防ぐ

ための規則について、対
象魚種の指定基準を議
論。同庁は基準として、
単価が高いなど不正の利
益が大きいこと、流通過
程へ混入しやすいこと、
漁獲が減っていること、
実行可能性があることな
どの案を示した。

同会議の前身となる2
019~20年の「漁獲証
明制度に関する検討会」
は、国産対象魚種の指定
について参加者らから
「まずはナマコやアワビ
など密漁が問題となって
いるものとすべき」「最
終的には全魚種を対象と
するためのロードマップ
をつくるのが大切」など
の意見が出た。